

法定福利費の適切な支払いのための取組について

現場労働者の法定福利費は、工事毎の請負金額のなかで元請及び下請企業が法定福利費を適正に確保する必要があります。

本市では、建設業の公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等未加入対策に取り組んでいますが、法定福利費の適切な支払いのための取組として、土木工事及び営繕工事における請負代金内訳書に明示された法定福利費を確認します。

1. 法定福利費の妥当性の確認（法定福利費が著しく低い場合）

- (1) 計算間違いや桁のずれ等、人為的過誤がないか
- (2) 国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等、適切な方法で行っているか
- (3) 下請契約を締結する又は締結することが見込まれる工事においては、当該下請企業分の法定福利費を含めているか

2. 適用年月日

令和5年2月1日以降に請負代金内訳書の提出のあった工事に適用する。

3. 連絡事項

契約変更の場合も請負代金内訳書の提出が必要です。

見積書の提出は求めていませんが、適切な方法での作成をお願いします。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の作成について

1. 標準見積書式及び作成手順書

国土交通省では、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順をウェブサイトで公表しています。

また、各専門工事業団体では、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書書式及び作成手順書を定めていますので、参考に作成してください。

2. 見積書に明示する法定福利費の算出

(1) 内訳明示する法定福利費の範囲

見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。表1の『○』が対象です。

表1 標準見積書にて内訳明示の対象となる法定福利費（保険料等）

	健康保険		厚生年金保険料		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金 [※]	雇用保険料	労災保険料 [※]
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担（本人負担なし）

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能なため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{対象となる保険料率（事業主負担率分）}$$

(3) 対象となる保険料率の考え方

令和4年12月時点における協会けんぽ埼玉支部に加入した場合の対象となる保険料率を示しますので、参考にしてください。

最新の情報は、参照先のウェブサイト等で確認してください。

表2 協会けんぽ埼玉支部に加入した場合の対象となる保険料率（参考） | 令和4年12月

保険料の種類	保険料率	事業主負担割合	事業主負担率	調べ方・参照先
健康保険料	9.71%	50%	4.855%	協会けんぽウェブサイト 健康保険組合に加入している場合は、当該組合参照
介護保険料	1.64%×58.5%	50%	0.480%	協会けんぽウェブサイト 政府統計の総合窓口ウェブサイト>健康保険・船員保険被保険者実態調査（対象者割合は表3のとおり）
厚生年金保険料	18.30%	50%	9.15%	日本年金機構ウェブサイト 厚生年金基金に加入の場合は基金に別途照会
子ども・子育て拠出金	0.36%	100%	0.36%	日本年金機構ウェブサイト
雇用保険料	1.65%	-	1.05%	厚生労働省ウェブサイト 「建設の事業」の率

計 15.895%

表3 被保険者の年齢構成割合（令和3年10月調査）埼玉県

被保険者数	介護保険対象者 40歳から64歳以下													
	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上	
888,174	4,143	47,595	73,193	75,424	84,720	99,896	129,201	122,610	92,562	76,413	49,000	33,253	164	
割合	0.5%	5.4%	8.2%	8.5%	9.5%	11.2%	14.5%	13.8%	10.4%	8.6%	5.5%	3.7%	0.0%	
						58.5%								

出典 健康保険・船員保険被保険者実態調査 第8表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率 埼玉県の被保険者数から年齢構成割合を算出

(4) 法定福利費の計算例 | 労務費が4,500,000円の場合（すべての現場労働者が加入）

表4 法定福利費の計算例

保険料の種類	労務費 (円)	事業主 負担率	法定福利費 (円)
健康保険料	4,500,000	4.855%	218,475
介護保険料	4,500,000	0.480%	21,600
厚生年金保険料	4,500,000	9.15%	411,750
子ども・子育て拠出金	4,500,000	0.36%	16,200
雇用保険料	4,500,000	1.05%	47,250

計 715,275